公　告

諸　事　項

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

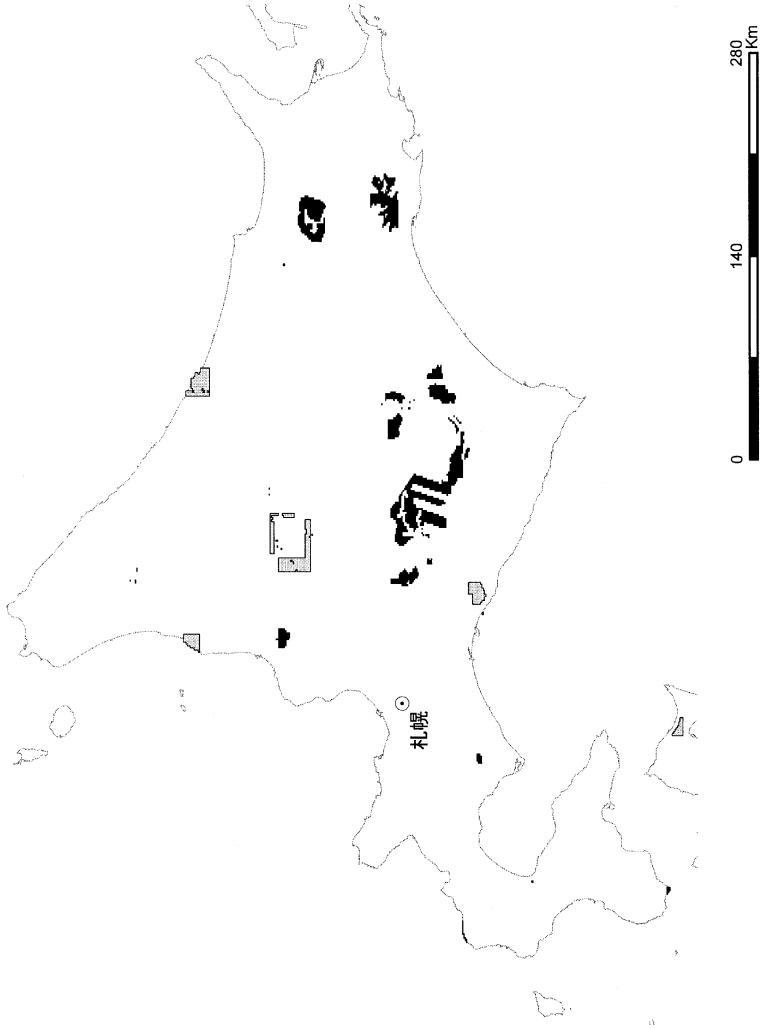
平成28年5月30日　　国土交通大臣　石井　啓一

種　類	実施時期	提供範囲	縮尺レベル	摘　要
基盤地図情報　標高点（ＤＥＭ）	平成27年	付図のとおり	2500レベル以上	データ間隔は0.2秒グリッド（5メートル相当）航空レーザ測量または写真測量を基に作成

備考　地図の提供開始日　平成28年５月30日

上記の基盤地図情報は、測量法第27条２項及び地理空間情報活用推進基本法第18条２項に基づき、インターネットによる無償提供を行う。

付図1



備考：■はデータ間隔は0.2秒グリッド（5メートル相当）航空レーザ測量を基に作成を示す
備考：▒はデータ間隔は0.2秒グリッド（5メートル相当）写真測量を基に作成を示す